

## 保育園における感染症の登園基準一覧表

集団生活に適応できる状態に回復し、かつ登園しても園での流行を拡大させないためにご協力をお願いします。

### A. 登園許可証が必要な感染症

※「〇〇後△△日」、という場合はその日は含まれず翌日を第1日目とする

感染症名	登園基準
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (乳幼児にあっては、3日を経過するまで)
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

### B. 書類の提出は必要ないが、登園については医師の判断を必要とするもの

※医師の診断を受けた上で再登園してください。

感染症名	登園基準
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶたになるまで
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

### C. その他配慮をお願いするもの（他児への感染を防止する対策）

・伝染性膿痂疹（とびひ） ・伝染性軟属腫（水いぼ） ・アタマジラミ ・疥癬 ・B型肝炎

令和元年8月1日版